

1990年10月1日制定
1993年1月25日改正
1995年9月30日改正
2001年3月31日改正
2006年3月31日改正
2010年9月28日改正

大幸薬品株式会社

放射線障害予防規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、『放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律』（以下『法』という。）にもとづき、大幸薬品株式会社（以下『大幸薬品』という。）における放射性同位元素および放射性同位元素によって汚染されたものの取扱いおよび管理に関する事項を定め、放射線障害を防止し、あわせて公共の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、大幸薬品の放射線施設に立ち入るすべての者に適用する。

(定義)

第3条 この規程における主な用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 『放射線作業』とは、放射性同位元素等の使用、保管、運搬および廃棄の作業をいう。
- (2) 『業務従事者』とは、放射性同位元素等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事するため管理区域に立ち入る者で、代表取締役社長（以下『社長』という。）が、放射線作業者に指定した者をいう。
- (3) 『一時立入者』とは、見学等により管理区域内に一時的に立ち入る必要のある者で、放射線取扱主任者（以下『主任者』という。）または放射線管理責任者が、一時立入者として許可した者をいう。
- (4) 『放射線施設』とは、放射性同位元素等の使用施設、貯蔵施設および廃棄施設

をいう。

(細則等の制定)

第4条 社長は、法および本規程に定める事項の実施について、次の各号に掲げる事項の運用基準を定めるものとする。

- (1) 放射線安全委員会運営規則
- (2) 放射線安全作業基準
- (3) 点検・維持管理要領
- (4) 放射線作業環境測定要領
- (5) 放射線防護措置要領

(遵守等の義務)

第5条 業務従事者および一時立入者は、主任者が放射線障害防止のために行う指示を遵守し、その指示に従わなければならない。

2 社長は、主任者が法および本規程にもとづき行う意見具申を尊重しなければならない。

3 社長は、第10条に定める放射線安全委員会（以下『委員会』という。）が本規程にもとづき行う答申または意見具申を尊重しなければならない。

第2章 組織および職務

(組 織)

第6条 この規程にかかわる放射性同位元素等の取扱いに従事する者ならびに安全管理に従事する者に関する組織は、別図のとおりとする。

2 社長は、放射線障害発生の防止について統括する。

(主任者等の選任)

第7条 社長は、放射線障害発生の防止について総括的な監督を行わせるため、第1種放射線取扱主任者免状所持者の中から、主任者を1名選任しなければならない。

2 社長は、主任者が旅行、疾病その他の事故等によりその職務を行うことができない場合は、その期間中その職務を代行させるため、第1種放射線取扱主任者免状所持者の中から、主任者の代理者（以下『代理者』という。）を1名選任しなければならない。

(主任者の職務)

第8条 主任者は、放射線障害発生の防止に係わる監督に関し次の各号に掲げる職務を行

う。

- (1) 予防規程の制定および改廃への参画
- (2) 放射線障害防止上重要な計画への参画
- (3) 法令にもとづく申請、届出および報告の審査
- (4) 立入り検査等の立会い
- (5) 異常および事故の原因調査への参画
- (6) 社長に対する意見具申
- (7) 使用状況等および施設、帳簿および書類等の監査
- (8) 関係者への助言、勧告および指示
- (9) 委員会の開催の要求
- (10) その他放射線障害防止に関する必要事項

(代理者の職務)

第9条 代理者は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 主任者が、旅行、疾病その他の事故等により不在となる期間中、主任者の職務を代行すること。
- (2) 主任者の職務を常時補佐すること。

(委員会の設置)

第10条 放射線障害の防止に関し、必要な事項を企画し審議するために、委員会を置く。

2 委員会の細則については、別に定める放射線安全委員会運営規則による。

(放射線管理責任者等)

第11条 社長は、放射線管理責任者を任命する。

- 2 放射線管理責任者は、業務従事者の中から管理担当者および取扱担当者を選任する。
- 3 放射線管理責任者は、放射性同位元素等に係わる次の業務を行うものとする。
 - (1) 放射性同位元素等の受入れ、払出、使用、保管(貯蔵)、運搬および廃棄に関する管理
 - (2) 放射線施設、管理区域に係わる放射線の量および表面汚染密度の測定
 - (3) 管理区域に係わる施設および放射線測定機器の保守管理
 - (4) 業務従事者等に対する教育および訓練計画の立案およびその実施
 - (5) 管理区域に立ち入る者の入退域、放射線被ばくおよび放射性汚染の管理
 - (6) 放射性同位元素等の取扱い等に関する業務

- (7) 施設、設備等の巡視点検に関する業務
- (8) 上記(1)～(7)に関する記帳・記録の管理およびその保管
- (9) 関係法令に基づく申請、届出等の事務手続き、その他関係省庁との連絡等、事務的事項に関する業務

- 4 管理担当者は、放射線管理に関する業務を放射線管理責任者の指示に基づき、補佐する。
- 5 取扱担当者は、放射線取扱いに関する業務を放射線管理責任者の指示に基づき、補佐する。

(業務従事者)

第12条 放射性同位元素等の取扱い等の業務に従事する者は、業務従事者として登録しなければならない。

- 2 業務従事者の登録は、所属長の申請にもとづき、主任者の同意のもとに、社長が承認した者とする。
- 3 社長は、前項の承認を行うにあたり、業務従事者として申請した者に対し、第34条に定める教育および訓練を放射線管理責任者に実施させ、ならびに第35条に定める健康診断を安全衛生責任者に実施させ、その結果を照査しなければならない。

(一時立入者)

第13条 見学、巡視、連絡等により管理区域内に一時的に立ち入ろうとするものは、その都度、主任者または放射線管理責任者に申し出てその許可を得なければならない。

- 2 上記の許可を得た者は、主任者および業務従事者のうちいずれかの者と同行し、みだりに許可された以外の場所に立ち入り、または放射性同位元素等を取扱ってはならない。

(放射線施設管理責任者等)

第14条 社長は、施設管理責任者を任命する。

- 2 施設管理責任者は、放射性同位元素等に係わる次の業務を行うものとする。
 - (1) 放射線施設等の保守点検に関する業務
 - (2) 施設管理担当者を選任し、業務の補佐をさせる。

(安全衛生責任者)

第15条 社長は、安全衛生責任者を任命する。

- 2 安全衛生責任者は、放射性同位元素等に係わる次の業務を行うものとする。
 - (1) 放射線業務従事者の個人被ばく線量の測定および記録に関する業

務

- (2) 第 35 条に定める健康診断計画の立案およびその実施
- (3) 上記(1)～(2)に関する監督官庁への申請、届出、報告等、事務的
事項に関する業務

(産業医)

第 16 条 産業医は、第 35 条に規程する健康診断を実施する。

第 3 章 管理区域

(放射線施設の管理区域)

第 17 条 社長は、放射線障害防止のため、放射線障害のおそれのある場所を管理区域として指定する。

2 放射線管理責任者は、次に定める者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。

- (1) 業務従事者として第 12 条にもとづき登録された者
- (2) 一時立入者として主任者または放射線管理責任者が認めた者

(管理区域に関する遵守事項)

第 18 条 放射線管理責任者は、管理区域の入口の目のつきやすい場所に取扱いに係わる注意事項を掲示し、管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。

2 放射線施設の管理区域に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた出入口から出入りすること。
- (2) 管理区域内に立ち入る時は、所定の用紙に必要事項を記入すること。
- (3) 個人被ばく線量計を指定された位置に着用すること。
- (4) 管理区域内において飲食、喫煙および化粧等を行わないこと。
- (5) 業務従事者は、主任者および放射線管理責任者が放射線障害を防止するために行う指示、その他、施設の保安を確保するための指示に従うこと。
- (6) 一時立入者は、主任者、放射線管理責任者および業務従事者が放射線障害を防止するために行う指示、その他、施設の保安を確保するための指示に従うこと。
- (7) 専用の作業衣、作業靴、その他必要な保護具等を着用し、かつ、これらのものを着用してみだりに管理区域の外へ出ないこと。

(8) 放射性同位元素を体内摂取したとき、またはそのおそれのあるときは、ただちに放射線管理責任者および主任者に連絡し、その指示に従うこと。

(9) 退出する時は、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出された場合は、放射線管理責任者に連絡するとともに、ただちに除染のための措置をとること。汚染除去が困難な場合は、主任者に連絡し、その指示に従うこと。

第4章 維持および管理

(巡視点検)

第19条 施設管理責任者は、別に定める点検・維持管理要領に従い定期的に放射線施設等の巡視点検を行わなければならない。ただし、施設等の使用が長期間にわたり停止される場合においては、その施設等の状況に応じてその間の巡視点検を省略することができる。

2 施設管理責任者は、前項の巡視点検の結果および異常を認めたときはその旨を主任者および放射線管理責任者に報告するとともに修理等必要な措置を講じなければならない。

(自主点検)

第20条 施設管理責任者は、別に定める点検・維持管理要領に従い年1回以上放射線施設等の自主点検を行わなければならない。

2 施設管理責任者は、前項の自主検査の結果および異常を認めたときはその旨を主任者および放射線管理責任者に報告するとともに修理等必要な措置を講じなければならない。

3 放射線管理責任者は、第1項の通知を受けたときは、結果をとりまとめて主任者を經由して社長に報告しなければならない。

(地震等の災害時における措置)

第21条 放射線管理責任者および施設管理責任者は、使用施設等の保安に重大な影響を及ぼすおそれのある地震等の災害が発生したときは、すみやかに使用施設等を点検し、当該施設の保安に影響がないことを確認しなければならない。

2 放射線管理責任者および施設管理責任者は、前項の巡視点検の結果を主任者を經由して社長に報告しなければならない。又、異常を認めたときは、その旨を主任者を經由して社長に報告するとともに、修理等必要な措置を講じなければならない。

(修理、改造等)

第 22 条 放射線管理責任者および施設管理責任者は、放射性同位元素に係わる設備および機器等について修理、改造、除染等を行うときは、相互に協議のうえ、その実施計画を作成し、事前に主任者および社長の承認を受けなければならない。またこれらを終えたときは、その結果について主任者を經由して社長に報告しなければならない。ただし、保安上特に影響が軽微と認められるものについてはこのかぎりではない。

2 社長は、前項の承認を行おうとするときにおいて、必要があると認めるときは、その安全性、安全対策等につき委員会に諮問するものとする。

第 5 章 使 用

(放射性同位元素の購入、搬入および譲受)

第 23 条 放射性同位元素を購入、搬入および譲受しようとするときは、あらかじめ放射線管理責任者に届け出てその承認を得なければならない。

2 放射線管理責任者は、前項届け出があった場合は、その事項について主任者と協議し、その可否を決定することとする。

(放射性同位元素の使用)

第 24 条 業務従事者は、管理担当者、取扱担当者の管理のもとに関係法令および次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 放射性同位元素の使用は、別に定める安全作業基準に従って、作業室において行い、許可使用数量を超えないこと。
- (2) 排気設備が正常に動作していることを確認すること。
- (3) 吸収剤、受皿の使用等汚染の防止に必要な措置を講ずること。
- (4) しゃへい物により適切なしゃへいを行うこと。
- (5) かん子等により線源との間に十分な距離を設けること。
- (6) 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。
- (7) 作業室においては、専用の作業衣、保護具等を着用して作業すること。かつ、これらのものを着用してみだりに管理区域の外へ出ないこと。
- (8) 作業室から退出するときは、身体および作業衣、履物、保護具等身体に着用している物の汚染を検査し、汚染があった場合は除去すること。
- (9) 表面の放射性同位元素の密度が、表面密度限度を超えているもの

は、みだりに作業室から持ち出さないこと。また、表面密度限度の10分の1を超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないこと。

(10) 放射性同位元素の使用中にその場所を離れる場合は、容器及び使用場所に所定の標識を付け、必要に応じて注意事項を明示する等、事故発生の防止措置を講ずること。

2 業務従事者は、あらかじめ使用に係わる計画書を作成し、放射線管理責任者および主任者の承認を受けなければならない。

第6章 保管、運搬および廃棄

(放射性同位元素の保管)

第25条 放射性同位元素を保管する者は、次の各号に従って行わなければならない。

(1) 放射性同位元素を貯蔵室に保管するときは、貯蔵室の掲示事項に従って行うこと。

(2) 放射性同位元素の保管は、所定の容器に入れて貯蔵するものとする。

(3) 前項の容器の表面には、標識を付け放射性同位元素の種類および数量を明示すること。

(4) 放射性同位元素を貯蔵室から持ち出すときは、管理担当者または取扱担当者の指示に従って行うこと。

(5) 放射性同位元素は、作業が終了したときは、必ず貯蔵室に保管すること。

(保管状況の調査)

第26条 放射線管理責任者は、毎年1回以上、所有する放射性同位元素の保管数量および保管の状況の調査を行い、核種毎の保管量および保管の状況を取りまとめ、その結果を主任者に通知しなければならない。

(放射性同位元素の管理区域内における運搬)

第27条 管理区域内において放射性同位元素等を運搬する者は、危険物との混載禁止、転倒の防止、汚染の拡大の防止、被ばくの防止、その他保安上必要な措置を講じなければならない。

(放射性同位元素等の大幸薬品事業所内における運搬)

第28条 大幸薬品事業所内において放射性同位元素等を運搬する者は、前条に規程する措

置に加えて次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、あらかじめ放射線管理責任者の承認を受けて行わなければならない。

- (1) 放射性同位元素等を収納した輸送容器は、運搬中に予想される温度および内圧の変化、振動等により亀裂、破損等が生ずるおそれのないように措置すること。
- (2) 表面汚染密度については、搬出物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の10分の1を超えないようにすること。
- (3) 線量率については、搬出物の表面において、2ミリシーベルト毎時を超えず、かつ、搬出物の表面から1メートル離れた位置において、100マイクロシーベルト毎時を超えないよう措置すること。
- (4) 運搬経路を限定し、見張り人の配置、標識等の方法により関係者以外の者の接近および運搬車両以外の通行を制限すること。
- (5) 車両で運搬する場合は、運搬車両の速度を制限し、必要な場合には伴走車を配置すること。
- (6) 管理担当者を同行させ、保安のための必要な監督を行わせること。
- (7) 車両および輸送容器表面に所定の標識を付けること。
- (8) その他関係法令にもとづき実施すること。

(放射性同位元素等の大幸薬品事業所外における運搬〔搬出および譲渡〕)

第29条 大幸薬品事業所外において放射性同位元素等を運搬する者は、放射線管理責任者および主任者の承認を受けるとともに、関係法令に定める基準に適合する措置を講じなければならない。

(廃 棄)

第30条 放射性同位元素等を廃棄する者は、次の各号に従って行わなければならない。

- (1) 固体状の放射性廃棄物は、不燃性および可燃性に区分し、それぞれの専用の廃棄物容器に封入し、廃棄物保管庫に保管廃棄すること。
- (2) 液体状の放射性廃棄物は、所定の放射能レベルに分類し、保管廃棄または排水設備により排水口における排水中の放射性同位元素の濃度限度以下として排水すること。
- (3) 気体状の放射性廃棄物は、排気設備により排気口における排気中の放射性同位元素の濃度限度以下として排気すること。

第7章 測 定

(放射線測定機器等の保守)

第 31 条 放射線管理責任者は、安全管理に係わる放射線測定機器等について、常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。

(場所の測定)

第 32 条 放射線管理責任者は、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量および放射性同位元素による汚染の状況の測定を行い、その結果を評価し記録しなければならない。

2 放射線の量の測定は、原則として 1 センチメートル線量当量について放射線測定器を使用して行わなければならない。

3 非密封放射性同位元素取扱施設の測定は、次の各号に従い行わなければならない。

(1) 放射線の量の測定は、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、管理区域の境界および事業所の境界について別に定める作業環境測定要領に従い行うこと。

(2) 放射性同位元素による汚染の状況の測定は、作業室、汚染検査室、排気設備の排気口、排水設備の排水口および管理区域の境界について別に定める放射線作業環境測定要領に従い行うこと。

(3) 実施期間は、取扱開始前に 1 回、取扱開始後にあつては、1 月を超えない期間ごとに 1 回行うこと。ただし、排気口の測定は、連続して行う。また排水口における測定は、排水の都度行うこと。

4 次の項目について測定結果を記録し、保存しなければならない。

- (1) 測定日時
- (2) 測定箇所
- (3) 測定をした者の氏名
- (4) 放射線測定器の種類および形式
- (5) 測定方法
- (6) 測定結果

5 前項の測定結果は、放射線管理責任者が、5 年間保存しなければならない。

(個人被ばく線量の測定)

第 33 条 安全衛生責任者は、管理区域に立ち入る者に対し適切な測定用具を着用させ、次の各号に従い個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することとする。

(1) 放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量について行うこと。

(2) 測定は、胸部（女子にあつては腹部）について 1 センチメートル

線量当量および70マイシロメートル線量当量について行うこと。

- (3) 前号のほか頭部およびけい部からなる部分、胸部および上腕部からなる部分ならびに大たい部からなる部分のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部分が、胸部および上腕部からなる部分以外の部分である場合は、当該部分についても行うこと。
- (4) 人体部位のうち外部被ばくが最大となるおそれのある場合は、第2号および第3号のほか当該部分についても行うこと。
- (5) 放射性同位元素を誤って摂取した場合またはおそれのある場合は、内部被ばくについても測定を行うこと。
- (6) 測定は、管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入る間継続して行うこと。ただし、一時立入者として主任者または放射線管理責任者が認めた者については、外部被ばく線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときにおこなうこと。
- (7) 次の項目について測定結果を記録すること。
 - ア. 測定対象者の氏名
 - イ. 測定をした者の氏名
 - ウ. 放射線測定器の種類および形式
 - エ. 測定方法
 - オ. 測定部位および測定結果
- (8) 前号の算定については、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間ならびに本人の申出等により使用者等が妊娠の事実を知ることになった女子にあつては、出産までの間1ヶ月毎について、当該期間毎に集計し記録すること。
- (9) 第7号の測定結果から実効線量および等価線量を算定し、次の項目について記録すること。
 - ア. 算定年月日
 - イ. 対象者の氏名
 - ウ. 算定した者の氏名
 - エ. 算定対象期間
 - オ. 実効線量
 - カ. 等価線量および組織名
- (10) 前号の算定については、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間ならびに本人の申出等により使用者等が妊娠の事実を知ることになった女子にあつては、出産までの間1ヶ月毎について、当該期間毎に

集計し記録すること。

(11) 第7号から第10号の記録は、安全衛生責任者が、永久に保存するとともに、記録の都度、対象者に対しその写しを交付すること。

2 放射線管理責任者は、前項の測定結果に基づき、使用施設等における1年間の放射線業務従事者数および個人実効線量分布を作成し、主任者を經由して社長に報告しなければならない。

第8章 教育および訓練

(教育および訓練)

第34条 放射線管理責任者は、放射性同位元素等の取扱等業務従事する者に対し、本規程の周知を図るほか、放射線障害の発生を防止するために必要な教育および訓練を実施しなければならない。

2 前項の規程による教育および訓練は、次の各号の定めるところによる。

(1) 実施時期は、次のとおりとする。

ア. 業務従事者として登録する前。

イ. 管理区域に立ち入った後にあつては、1年を超えない期間ごと。

(2) 前号アについては、次に掲げる項目および時間数を、また、イについては、次に掲げる項目について実施すること。

ア. 放射線の人体に与える影響	30分以上
イ. 放射性同位元素の安全取扱い	4時間以上
ウ. 放射線障害防止に関する法令	1時間以上
エ. 放射線予防規程	30分以上
オ. その他放射線障害防止に関して必要な事項	

3 前項の規程にかかわらず前項第2号に掲げる実施項目に関して十分な知識および技術を有していると認められる者に対しては、教育および訓練の一部を省略することができる。又教育および訓練を省略した者については、その理由を記帳すること。

4 放射線管理責任者は、管理区域に一時的に立ち入る者を一時立入者として承認する場合は、当該一時立入者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な注意事項を熟知させなければならない。

5 放射線管理責任者は、教育および訓練を実施したときは、その都度実施結果を記録するとともに主任者に報告しなければならない。

- 6 社長は放射線取扱主任者に対して、法の定める定期講習を受けさせなければならない。

第9章 健康診断

(健康診断)

第35条 安全衛生責任者は、業務従事者に対して、次の各号の定めるところにより健康診断を実施しなければならない。

- (1) 実施時期は、次のとおりとする。
 - ア. 業務従事者として登録する前。
 - イ. 管理区域に立ち入った後にあつては、6月を超えない期間(第5号ウおよびエについては3月を超えない期間)ごと。ただし、前年度の4月1日を始期とする1年間の線量が実効線量限度または等価線量限度の10分の3を超えず、かつ、当該年度の4月1日を始期とする1年間の線量が実効線量限度または等価線量限度の10分の3を超えるおそれのない場合で、医師が必要でないと認めた場合は省略することができる。
- (2) 前項イのただし書きにより省略した場合であつて、その当該年度の線量が実効線量限度または等価線量限度の10分の1を超えた場合は、ただちに健康診断をその者に対し実施すること。
- (3) 健康診断は、問診および検査または検診とする。
- (4) 問診は、放射線の被ばく歴およびその状況について行うこと。
- (5) 検査または検診は、つぎの部位および項目について行うこと。ただしイからオについては、医師が必要と認める場合に行うこと。
 - ア. 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率
 - イ. 皮膚
 - ウ. 眼
 - エ. その他医師が必要と認める部位および項目。

2 安全衛生責任者は、前号の規程にかかわらず、業務従事者が次の各号に該当する場合は、遅滞なくその者につき健康診断を実施しなければならない。

- (1) 放射性同位元素を誤って摂取した場合。
- (2) 放射性同位元素により表面密度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合。
- (3) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、または汚染されたおそれのある場合。

(4) 実効線量限度または等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、または被ばくしたおそれのある場合。

3 安全衛生責任者は、次の各号に従い、健康診断の結果を記録しなければならない。

- (1) 実施年月日
- (2) 対象者の氏名
- (3) 健康診断を実施した医師名
- (4) 健康診断の結果
- (5) 健康診断の結果にもとづいて講じた措置

4 第1項第1号イのただし書きにより健康診断を省略した場合は、その理由を記録すること。

5 健康診断の結果は、安全衛生責任者が永久に保存するとともに、実施の都度、対象者に対しその写しを交付すること。

6 健康診断の結果は、安全衛生責任者が、所轄労働基準監督署に遅滞なく提出すること。

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

第36条 安全衛生責任者は、健康診断の結果、放射線障害を受け、または受けたおそれのある者について、ただちに、社長および主任者に報告しなければならない。

2 社長は、前項の報告を受けたときはその者について産業医の意見をもとめた上で、作業時間の短縮、配置転換または保健指導の措置等について所属長に指示しなければならない。

3 安全衛生責任者は、第1項の者または自覚症状により所属長を通じて申告のあった者について、ただちに医師の診断を受けさせなければならない。

第10章 記帳および保存

(記帳および保存)

第37条 放射線管理責任者は、使用、保管、運搬、廃棄、ならびに教育および訓練に係わる記録を行う帳簿を備え記帳させなければならない。

2 前項の帳簿に記載すべき項目は次のとおりとする。

(1) 使用

ア. 放射性同位元素の種類および数量

イ. 放射性同位元素の使用年月日、目的、方法および場所

ウ. 放射性同位元素の使用に従事する者の氏名

エ. 相手先の氏名又は名称

- (2) 保管
 - ア. 放射性同位元素の種類および数量
 - イ. 放射性同位元素の保管期間、方法および場所
 - ウ. 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名
 - (3) 運搬
 - ア. 大幸薬品事業所外における放射性同位元素の運搬の年月日、方法及び荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名も若しくは名称
 - (4) 廃棄
 - ア. 放射性同位元素の種類および数量
 - イ. 放射性同位元素の廃棄の年月日、目的、方法および場所
 - ウ. 放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名
 - (5) 教育および訓練
 - ア. 教育および訓練の実施年月日、項目
 - イ. 教育および訓練を受けた者の氏名
 - (6) 放射線施設等の点検
 - ア. 点検の実施年月日
 - イ. 点検結果およびこれに伴う措置の内容
 - ウ. 点検を行った者の氏名
- 3 前項に定める帳簿は毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、放射線管理責任者が5年間保存すること。

第11章 危険時の措置

(事故および危険時の対策手順)

第38条 社長は、あらかじめ事故および危険時における必要な対策手順に関して放射線防護措置要領を定め、従業員等に周知徹底させておかなければならない。

(事前措置)

第39条 社長は、事故および危険時に備え、事故の拡大防止、原因の除去等に必要な対策を講じるため、防護組織を設置しておくとともに、あらかじめ次の各号に掲げる措置を講じておかなければならない。

- (1) 要員の確保
- (2) 必要な通信連絡用機器、保護具、放射線測定器等の準備
- (3) 関係機関との通信連絡体制の確立
- (4) 大幸薬品事業所周辺の状況等の事前調査およびその資料の準備

(事故および危険時の措置)

第 40 条 放射性同位元素等に関し、地震、火災、運搬中の事故等の災害が起こったことにより、放射線障害が発生した場合またはそのおそれがある場合、その発見者は、別に定める放射線防護措置要領に従い、ただちに災害の拡大防止、通報および避難警報等応急の措置を講じなければならない。

2 社長は、前項の事態が生じた場合は、ただちに関係機関に通報するとともに遅滞なく文部科学大臣または国土交通大臣に届け出なければならない。

(救 護)

第 41 条 防護組織の長（以下『防護隊長』という。）は、事故および危険時において負傷者が生じたとき、および放射線障害が発生し、または発生するおそれのある者が生じたときは、ただちに別に定める放射線防護措置要領にもとづいて救護措置を講じるとともに、通報しなければならない。

(原因の調査)

第 42 条 社長は、委員会に対し、発生した事故または災害の原因を調査させなければならない。

第 12 章 報告

(異常時の報告)

第 43 条 次の各号に掲げる事態を発見した者は、別に定める放射線防護措置要領に従い通報しなければならない。

- (1) 放射性同位元素等の盗取または所在不明が生じた場合。
- (2) 放射性同位元素等が異常に漏えいした場合。
- (3) 実効線量限度または等価線量限度を超え、または超えるおそれのある被ばく者が発生した場合。
- (4) 前項の他、放射線障害が発生し、または発生するおそれのある場合。

2 社長は、前項の通報を受けたときは、その旨をただちに、その状況およびそれに対する措置を 10 日以内に、それぞれ文部科学大臣に報告しなければならない。

(定期報告)

第 44 条 放射線管理責任者は、毎年 4 月 1 日からその翌年の 3 月 31 日までの期間について放射線管理状況報告書を作成し、主任者を經由して社長に報告しなければならない。

い。

2 社長は、本報告を当該期間の経過後3ヶ月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

第13章 施設の警備

(盗難防止措置)

第45条 放射線管理責任者は、放射性同位元素等の盗難防止のため、次の措置を講じなければならない。

- (1) 保管中の放射性同位元素等は、所定の貯蔵室に施錠して保管すること。
- (2) 使用中の放射性同位元素等を一時的に使用場所に置く場合は、放射性同位元素等を収納した容器等をみだりに搬出できないように措置するとともに、その付近には関係者以外の者が立ち入らないように措置すること。

付 則

(実施期日)

第1条 この規程は、1990年10月1日から施行する。

付 則

(実施期日)

第1条 この規程は、1993年1月25日から施行する。

付 則

(実施期日)

第1条 この規程は、1995年9月30日から施行する。

付 則

(実施期日)

第1条 この規程は、2001年3月31日から施行する。

付 則

(実施期日)

第1条 この規程は、2006年3月31日から施行する。

付 則

(実施期日)

第1条 この規程は、2010年9月28日から施行する。

放射線障害予防規程 別図 『組織』

